

平成27年3月第2回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 平成27年3月10日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

2番 亀井賢夫	3番 柳原只雄	4番 小椋利廣
5番 脇本健樹	6番 久保八太雄	7番 上野祥司
8番 濱口太作	9番 米澤善吾	10番 山本賢誓
11番 堺喜久美	12番 町田又一	13番 林竹松
14番 山下浩平		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	上松一喜
事務局次長兼班長	寺岡安弘
議事班主任	武井美冬
議事班主事	小味秀行

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小松幹侍	副 市 長	久保信介
総務課長	山本康二	企画財政課長	川上建司
滞納整理課長	西村城人	財産管理課長	谷口稀稔
税務課長	長谷川貞彦	市民課長	萩野義興
保健介護課長	日垣龍二	人権啓発課長	松本大成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹本俊之	建設課長	岡本秀彦
商工観光深層水課長	中西政夫	ジオパーク推進課長	和田庫治
防災対策課長	上松富士樹	会計管理者兼会計課長	長崎潤子
福祉事務所長	黒岩道宏	教 育 長	谷村幸利
教育次長兼学校保育課長	中屋秀志	生涯学習課長	森岡光
水道局長	久保一彦	消 防 長	竹谷昭一
監査委員事務局長	中山一彦		

7. 議事日程

日程第1	議案第1号	平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認について
日程第2	議案第2号	室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第3	議案第3号	室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例

の一部改正について

- 日程第4 議案第4号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 室戸市伝統的建造物群保存地区における室戸市税条例の特例を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 ふるさと室戸応援寄附金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 室戸市介護福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 室戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 室戸市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 室戸市文化財保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 室戸市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 保育所の保育実施に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第16号 室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 室戸市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 室戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定に

ついて

- 日程第22 議案第22号 室戸市沿岸小型共同利用漁船設置及び管理条例の廃止について
- 日程第23 議案第23号 室戸市中央公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算について
- 日程第25 議案第25号 平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算について
- 日程第26 議案第26号 平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計第2回補正予算について
- 日程第27 議案第27号 平成26年度室戸市水道事業会計第2回補正予算について
- 日程第28 議案第28号 平成27年度室戸市一般会計予算について
- 日程第29 議案第29号 平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第30号 平成27年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第31号 平成27年度室戸市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第32号 平成27年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第33号 平成27年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 平成27年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第35号 平成27年度室戸市水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第36号 平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事請負契約の変更について
- 日程第37 議案第37号 室戸市観光拠点等整備事業室戸ドルフィンセンターにおける指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第38号 平成26年度室戸市西部学校給食センター建築主体工事請負契約の変更について
- 日程第39 議案第39号 安芸広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第40 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第41 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第28まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（山下浩平君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。上松議会事務局長。

○議会事務局長（上松一喜君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数14名中欠員1名、現在13名の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（山下浩平君） ただいまより大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページと款、項、目を御指摘の上、御質疑願います。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意願います。

日程第1、議案第1号平成26年度室戸市一般会計第10回補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時7分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 日程第2、議案第2号室戸市津波避難施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松防災対策課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時8分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 日程第3、議案第3号室戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。森岡生涯学習課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第4、議案第4号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山本総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第5、議案第5号室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保水道局長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第6、議案第6号室戸市伝統的建造物群保存地区における室戸市税条例の特例を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。長谷川税務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。米澤善吾君。

○9番（米澤善吾君） 9番米澤。ちょっとお伺いします。

固定資産税の2分の1ということですが、実額どのくらいの金額になりますか。

（「議案第何号」と呼ぶ者あり）

○9番（米澤善吾君）（続） 議案第6号です。お願いします。

○議長（山下浩平君） 執行部の答弁を求めます。長谷川税務課長。

○税務課長（長谷川貞彦君） 米澤議員さんの質疑にお答えします。

実際対象になって減税額の金額ということでございますが、約33万円の減額となる見込みでございます。以上です。

（9番米澤善吾君「何件で、実際の戸数と」と呼ぶ）

○税務課長（長谷川貞彦君）（続） 失礼しました。

対象建物数は133棟、対象者数が51名、それで減税額が33万円ということを見込んでおります。以上です。

○議長（山下浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第7、議案第7号ふるさと室戸応援寄附金基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第8、議案第8号室戸市介護福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。日垣保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第9、議案第9号室戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第10、議案第10号室戸市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第11、議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第12、議案第12号室戸市文化財保護条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。森岡生涯学習課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第13、議案第13号室戸市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。森岡生涯学習課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第14、議案第14号室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第15、議案第15号保育所の保育実施に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第16、議案第16号室戸市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋教育次長兼学校保育課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第17、議案第17号室戸市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。日垣保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時0分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第18、議案第18号室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。日垣保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第19、議案第19号室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。日垣保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山下浩平君） 次に、日程第20、議案第20号室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。日垣保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山下浩平君） 次に、日程第21、議案第21号室戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。日垣保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山下浩平君） 次に、日程第22、議案第22号室戸市沿岸小型共同利用漁船設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。竹本農林水産課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第23、議案第23号室戸市中央公園条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。森岡生涯学習課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（山下浩平君） 次に、日程第24、議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（山下浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時0分 再開

○副議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたさせます。上松議会事務局長。

○議会事務局長（上松一喜君） 諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、山下議長、所用のため午後欠席をいたします。現在12名の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

**○副議長（久保八太雄君）** 午前中に引き続き、日程第24、議案第24号平成26年度室戸市一般会計第11回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。和田ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時1分 休憩

午後2時3分 再開

**○副議長（久保八太雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。林竹松君。

**○13番（林 竹松君）** 13番。ただいま議題となっております案件に対して質疑を行います。

54ページ、3節の林業振興費について何点か説明を求めるものでありますけれども、この中で19節、全体で635万2,000円という△であります。そのうちの鹿被害による特別対策事業補助金が180万円ということになっておるわけですが、この鹿による被害額がどの程度になっておるのか、説明を求めたいと思います。

そして、できれば樹木別の被害についても説明を求めたいと思います。

それと、聞くところによると、ハンターとかそういった方々が高齢化や死亡されて非常に少なくなってきておるという中において、なかなか駆除するにも追いつかない状況があるということをよく聞きます。そういった対策について、若手を育成してはどうかということを一考があるかないか、説明を求めておきたいと思います。

それともう一点、水産業振興費の中の負担金及び補助金、△の872万1,000円のうちのアオリイカ産卵床の設置事業費が△で30万円ということですが、漁師からよく相談を受けることが、しば漬けするには簡単ですが、そのしば、材料を構えることが非常に困っておると。ということは、漁業組合とか漁師の持たれておる山が少ないということで、できればこの面もあわせて行政の力によって構えてあげると。例えば市の市有財産である山とかね、そういったところからしばを刈り取ってくるというようなことができるんじゃないかと思いますが、あわせて説明を求めておきたいと思います。以上。

**○副議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。農林水産課長。

**○農林水産課長併農業委員会事務局長（竹本俊之君）** 林議員さんの質疑にお答えをいたします。

まず1点目に、鹿被害の予算の不用に伴うところのいわゆる被害の状況ということで、現時

点で私どもとして、農林水産課として鹿の被害、猿の被害、イノシシの被害というふうな、樹木別も含めまして把握はちょっとしておりません。主に鹿の場合は公有林であったり山の中のヒノキとかの芽を摘んだり、また耕作している農地のほうへ出てきまして、鹿が青く色づいてきた米を食べたりというふうなところで、非常に地域の皆さん方はお困りになっております。その意味で、この今180万円の減額になっております鹿被害特別対策事業というのは、地域の中で農地について保護柵をするという事業でございます。このような事業をすることによって農地を守っていくという形で考えておるところでございます。

なお、重ねてになりますが、樹木別とか市内全体の被害額というところは現在押させておりませんので、よろしく願いいたします。

また、あわせまして、ハンターの方々が少なくなって、高齢化が進んで新しい若手の育成というふうなことの御質疑でございますけれども、私どもとしては新規の狩猟者の方の支援事業というのを行っております。これは広報のほうにも掲載しておりますけれども、いわゆるハンターといいますか、狩猟の免許を取るときに新規の場合に猟銃の現地での鉄砲を撃つ、そのことについて3万7,000円ほどの負担を市のほうが補助としてするとかというふうなことはしておりますので、こういうふうな事業もしっかりと皆さんにお知らせしながら、若手の方々がしっかりと鳥獣被害について頑張っていただけるような環境をつくっていききたいというふうに思っております。

次に、アオリイカの産卵床ということで、しばの材料の不足というふうなことで、市有林のほうも私どものほうも管理しておりますので、ぜひそのような方向も考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○副議長（久保八太雄君）** 林竹松君の2回目の質疑を許可いたします。林竹松君。

**○13番（林 竹松君）** 2回目の質疑を行います。

私は鹿による被害額ということで説明を求めたわけですけども、その全体の被害額が定かではないというふうなことが課長のほうから説明があったわけです。じゃあ、その被害額がわからないのにどうやって今後予算を組んでいくのか、その根拠というものがなくなってしまうんじゃないかなというふうに思うわけでありますので、もう一度説明を求めたいと思います。

**○副議長（久保八太雄君）** 執行部の答弁を求めます。竹本農林水産課長。

**○農林水産課長併農業委員会事務局長（竹本俊之君）** 林議員さんの2回目の質疑に対してお答えをいたします。

鳥獣の被害額ということでございまして、今手元にございませぬ。すぐ調べて、後ほどお返しするようにさせていただきます。鳥獣被害対策特別協議会のほうが想定被害額をつくっておりますので、そちらのほうで確認をさせていただいて、後ほどお返しするようにさせていただきますよでございますでしょうか。よろしく願いいたします。

**○副議長（久保八太雄君）** ほかに質疑はございませぬか。堺喜久美君。

○11番(堺 喜久美君) 11番堺。本議案について質疑をいたします。

61ページの19節負担金補助及び交付金の中の文化財展示事業費補助金が1,600万円計上されておりますが、先ほど課長さんから説明がございましたが、ちょっと追加でお聞きいたします。

これはどこでこの展示事業をやられるのかということと、どれぐらいの期間やられるのか。輸送費780万円と警備費が320万円ついてますので、どのような展示物をされるのか、お伺いいたします。

○副議長(久保八太雄君) 執行部の答弁を求めます。森岡生涯学習課長。

○生涯学習課長(森岡 光君) 堺議員さんの質疑にお答えをいたします。

開催予定をしておる場所といたしましては、室戸世界ジオパークセンターほかでございます。

開催期日につきましては、27年秋以降50日程度っていうふうに考えております。

それと、移送費、警備費、広告費ということで1,300万円余りということの計画でございます。どういう内容のものかという御質疑なんですけど、一定仏像でありますとか仏画、それと掛け軸等を想定しております。

○副議長(久保八太雄君) 堺喜久美君の2回目の質疑を許可いたします。堺喜久美君。

○11番(堺 喜久美君) 11番堺。2回目の質疑を行います。

場所はジオパークセンターということなのですが、この警備費320万円かけて警備して、輸送費が780万円、これはどこから運ばれてくるのかということ、それをお聞きします。

○副議長(久保八太雄君) 執行部の答弁を求めます。森岡生涯学習課長。

○生涯学習課長(森岡 光君) 堺議員さんの2回目の質疑にお答えをいたします。

どこから運んでくるのかというお話ですが、市内の仏像であったりとか、掛け軸、絵画であったりとか、近隣の高知県東部の寺院等にありますが仏像等も一堂に会したいと考えております。

それと、警備費のことなんですけど、一定大事なものの取り扱いになりますし、見学していただく間も警備をずっと絶やさずに張っておく必要がございますので、専門の業者に委託することになりますと、50日という想定の間でありますとその程度のやっぱり金額が発生いたします。

移送費につきましては、移送費という言い方をしましたけれども、実際には近くのものでも運んでくるのにかなりの手厚いこん包と、また開放というようなものが必要になってまいりますので、こういう金額になってまいります。以上です。

○副議長(久保八太雄君) 堺喜久美君の3回目の質疑を許可いたします。堺喜久美君。

○11番(堺 喜久美君) 11番堺。3回目の質疑を行います。

確かに文化財ですので厳密なこん包と警備が必要かと、これは理解できます。ですけど、こ



の金額をかけて、3,000人入場料を見込んでいる。これが地方創生先行型の交付金で行政がこれを取り組むのが妥当なのかどうか、ちょっと疑問がいくんですけれども、そこら辺伺いたします。それは、そうですね、市長に聞いたほうがいいでしょうか、この地方創生への交付金をここに充てたってという思い。

○副議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。小松市長。

○市長（小松幹侍君） 堺議員さんにお答えをいたします。

まず、文化財の展示事業につきましては、私どももこれ先生方にお聞きをした中で今回予算計上をさせていただきました。どなたにお聞きをしたかと言いますと、これは以前高知女子大学においでました青木先生が今多摩美術大学の准教授をされております。せんだって「四国遍路と土佐のほとけ」展というのを多摩美術大学で開催をして、本当にたくさんの方の入場があって評価もいただいたということで、先生のお声がけもあって、ぜひこの地元の室戸でやっってはどうかというようなお声かけもいただいて、大変金額もかなりな額になりますし、また場所もこれ今室戸世界ジオパークセンターを予定していると言いましたが、今のところ、あそこは少し施設としては狭いのではないかと、十分な管理ができるかとかということもあって、あそこだけでやれるのかという問題があるわけですが、今のところ、そうした計画を立てているところでございます。

国の交付金事業もいただいて、先生のお話等の中でやっぱりこうした文化財がある室戸でぜひやったらどうかということで、近くにあるそうした関連の文化的な仏像というようなものもあわせてやったらどうかということで、私どももそのことによって室戸地域がもっとしっかりPRできればなあということで今回取り組んだ事業でございます。以上です。

○副議長（久保八太雄君） ほかに質疑はございませんか。米澤善吾君。

○9番（米澤善吾君） 9番米澤。41ページの2款1項3目ですかね、その中の19節の中でちょっと気になる、過疎と人口減というかそういうところで気になる……。

○副議長（久保八太雄君） 米澤さん、ちょっと何ページだったですか。

○9番（米澤善吾君）（続） 41ページ。

○副議長（久保八太雄君） 41ページ。済みません、続けてください。

○9番（米澤善吾君）（続） その中で、19節負担金補助及び交付金のところですけども、その中で過疎と高齢化のところで気になる生活バス路線運行維持費補助金ですかね、2,172万6,000円ですね、これの去年からいうと若干これは少ないですかね、多いですかね、ふえてますね、人口減りつつ、これの今後の動向も含めて見通しをちょっとお願いしたいと思います。

○副議長（久保八太雄君） 執行部の答弁を求めます。川上企画財政課長。

○企画財政課長（川上建司君） 米澤議員さんの御質問にお答えをいたします。

この生活バス路線運行維持費補助金でございます。これは、予算説明の中でも申し上げましたが、東部交通が運行しております路線バスの国庫補助をいただいた残りというか、赤字分に

ついて沿線の市町村が負担をするものでございます。

ということで、燃料費の高騰でありますとか、利用者減によります運賃収入の減ということで、昨年度よりは167万3,000円増加をしております。言いますと、こういった状況がやはり当分の間は続いていくんじゃないかというふうに考えております。非常に苦しい状況ではあります、地域の生活の公共交通の地域生活に大事な足ということで、何とか支援を続けていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（久保八太雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○副議長（久保八太雄君） 次に、日程第25、議案第25号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時28分 再開

○副議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため午後3時まで休憩をいたします。

午後2時28分 休憩

午後2時57分 再開

○副議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（久保八太雄君） 日程第26、議案第26号平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計第2回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。萩野市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時0分 再開

○副議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○副議長（久保八太雄君） 次に、日程第27、議案第27号平成26年度室戸市水道事業会計第2回補正予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。久保水道局長。

説明の間、休憩いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時8分 再開

○副議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○副議長（久保八太雄君） 次に、日程第28、議案第28号平成27年度室戸市一般会計予算についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。川上企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午後3時8分 休憩

午後4時30分 再開

○副議長（久保八太雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会いたします。

あすは午前10時から大綱質疑でございます。

どうもお疲れさまでございました。

午後 4 時33分 延会